

3 食物アレルギー発症時の対応

3-1 緊急時対応の流れ

食物アレルギーの原因食物を誤食した場合や、アレルギー症状が現れた児童生徒等を発見した場合または児童生徒等から通報を受けた場合は、次のとおり対応する。

【初期対応と応援体制の確保】

- ① 誤食してから間もない場合は、口に入れたものを吐き出させたり口をすすがせたりする。
- ② 原因食物に触れた皮膚や眼等の粘膜に症状が現れている時は、速やかに大量の流水で洗い流し、目をこすらないようにさせる。
- ③ アレルギー症状を発症した児童生徒等は、速やかに保健室等に連れて行く。ただし、アレルギー症状が強い場合は、その場で横にさせるなどして安静にし、経過を観察する。
- ④ 校長、教頭、養護教諭、その他の教職員に連絡し応援を求める。校長等は、本人の状態に応じて、各教職員に役割を指示する。（P34 参照）
- ⑤ アレルギー症状を発症した児童生徒等の意識がある場合は、本人から、誤食をした食物、発症した時間、症状の程度等について聞き取りを行う。意識がはっきりしない場合は、周りの児童生徒等から出来る限りの情報を聞き取る。

【症状のレベルに応じた対応の実施】

次の段階として、教職員は校長の指示に従い、症状のレベルに応じた対応を行う。

症状	レベル		
	第3段階(重症度3)	第2段階(重症度2)	第1段階(重症度1)
全身	ぐったり 意識もうろう 尿や便を漏らす 脈が触れにくい、不規則 唇や爪が青白い		
呼吸器	のどや胸が締め付けられる 声がかすれる 犬が吠えるような咳 息がしにくい 持続する強い咳込み ゼーゼーする呼吸	数回の軽い咳	
消化器	持続する強い(我慢できない) お腹の痛み 繰り返して吐き続ける	中等度のお腹の痛み 1～2回のおう吐 1～2回の下痢	軽いお腹の痛み(我慢できる) 吐き気
目・口・鼻・顔面		顔全体の腫れ まぶたの腫れ	目のかゆみ、充血 口の中の違和感、唇の腫れ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		強いかゆみ 全身に広がるじんましん 全身が真っ赤	軽度のかゆみ 数個のじんましん 部分的な赤み

重症度	対 応	
第1段階【重症度1】 比較的軽いアレルギー症状 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 安静にし、 注意深く経過観察 </div>	① 症状が進行する可能性もあるため、最低1時間は保健室等で休養させ、経過観察を行う。その際、発症した児童生徒等を一人にしないことや、症状が完全に消失するまで観察を続けるなど、慎重に対応する。 ② 主治医から内服するよう指示されている薬(抗ヒスタミン薬やステロイド薬)がある場合は、内服させる。必要に応じて、主治医や学校医に連絡し、指示を受ける。 ③ 学級担任は、保護者に食物アレルギーの発症について連絡し、必要に応じて学校へ来ていただくよう依頼する。 ④ 症状が軽快した場合も、学級担任は帰宅前に保護者へ症状や経過について必ず連絡し、一人で帰宅させない。	
第2段階(重症度2) やや強いアレルギー症状 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 速やかに 医療機関を受診 </div>	エピペン®あり ② エピペン®を準備する。	エピペン®なし ② 早めに受診するよう準備する。
第3段階【重症度3】 強いアレルギー症状 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ただちに救急車で 医療機関へ搬送 </div>	アナフィラキシー、または、それに近い状態。	
	エピペン®あり ① エピペン®を使用するとともに、すぐに救急車を要請。	エピペン®なし ① すぐに救急車を要請。
	② 養護教諭は、児童生徒等を安静を保つ体位でバイタルサインをチェックし、救急車の到着を待つ。	

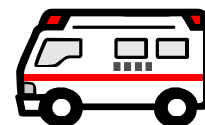
◎安静を保つ体位(P35 参照)

ぐったり、意識もうろうの場合	血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする
吐き気、おう吐がある場合	おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける
呼吸が苦しく仰向けになれない場合	呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

【救急車の要請】

救急車（119番）を要請するときは、次の項目について連絡し、救急車が来るまでの応急処置についての指示を受ける。（P37参照）

あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



- ・ 救急であることを伝える。
- ・ 救急車に来てほしい住所を伝える。
- ・ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を、わかる範囲で伝える。
- ・ 通報している教職員の氏名と連絡先を伝える。

【救急車の要請後の動き】

- ① 校長は、発症した児童生徒等が一人にならないよう、教職員を配置する。
- ② 養護教諭は、救急車が到着するまで応急処置を行い、必要に応じて他の教職員と連携し、心肺蘇生を実施する。
- ③ 校長は、救急車の誘導を指示するとともに、救急隊員を現場へ誘導する教職員を配置する。
- ④ 救急車到着後、校長、教頭または養護教諭は、「アレルギー緊急時個別対応票（様式4）」のコピーを救急隊員に渡し、当該児童生徒等の状態の説明や応急処置の内容について説明する。
- ⑤ 学級担任は、救急搬送する医療機関が決まったら、保護者に医療機関名を連絡する。
- ⑥ 救急搬送する児童生徒等の「学校生活管理指導表（様式3）」及び「アレルギー緊急時個別対応票（様式4）」のコピー、使用したエピペン®を持参し、学級担任等の事情が分かる教職員が救急車に同乗し、医療機関への受診に付き添う。

【緊急時の記録】

学校や宿泊施設等で児童生徒等アレルギー症状が発症した場合、校長は、教職員に対し、その症状、経過及び対応方法等の詳細な記録を「アレルギー緊急時個別対応票（様式4）」に記載するよう指示する。

また、その後、本人が医療機関を受診する際には、診断する医師（救急搬送の場合は、救急隊員）にそのコピーを渡す。

なお、「アレルギー緊急時個別対応票（様式4）」は、エピペン®を所持していない児童生徒等の場合も、緊急時の対応記録として使用するのので、いつでもすぐに活用できるよう、白紙のものを事前に準備しておく。

様式 4

■アレルギー緊急時個別対応票

富山市立〇〇〇小学校

〔太枠内は保護者・学校とで事前に確認し記入〕

＜症状チェックと対応手順＞

※該当する症状欄に☑し、時刻も記録する。
各項目 1 つでも当てはまれば()の対応をとる。

児童生徒氏名	富山 太郎
生年月日	平成 〇年 △月 △日
原因物質	鶏卵
内服薬の処方	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
エピペンの処方	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
医療機関	富山桜町病院 小児科
医師名	立山 光一
【緊急時連絡先（氏名、勤務先、TEL等）】	
①	富山 太一 富山市役所 443-2136
②	富山 正美 富山小学校 443-2017

1. 安静にし、注意深く経過観察（内服）

観察項目	時刻
軽いおなかの痛み（我慢できる）	：
吐き気	：
☑ 目のかゆみ、充血	13:00
☑ 口の中の違和感、唇の腫れ	13:00
くしゃみ、鼻水、鼻づまり	：
☑ 軽度のかゆみ	13:00
数個のじんましん	：
部分的な赤み	：

2. 速やかに医療機関を受診（エピペン準備）

数回の軽い咳	：
☑ 中等度のおなかの痛み	13:10
1～2回のおう吐	：
1～2回の下痢	：
顔全体の腫れ	：
まぶたの腫れ	：
☑ 強いかゆみ	13:15
全身に広がるじんましん	：
全身が真っ赤	：

3. ただちに119救急車要請（エピペン使用）

☑ ぐったり	13:20
意識もうろう	：
尿や便をもらす	：
脈が触れにくい、または不規則	：
唇や爪が青い	：
のどや胸が締め付けられる	：
声がかすれる	：
犬が吠えるような咳	：
息がしにくい	：
持続する強い咳込み	：
ゼーゼーする呼吸	：
持続する強く我慢できないおなかの痛み	：
繰り返して吐き続ける	：

発生日	30年 6月 29日	
撮取・接触状況	12時 40分 頃	
	何を〔 卵とじ 〕 どのくらい〔 -□ 〕	
症状	13時 00分 頃 ※初めて症状を確認した時刻を記入する	
処置・連絡	初期処置	<input checked="" type="checkbox"/> うがい <input type="checkbox"/> 洗い流す <input checked="" type="checkbox"/> 助けを呼ぶ (13時03分)
	連絡確認	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者への連絡 (13時12分)
	内服	<input checked="" type="checkbox"/> 事前の指示の内服薬使用 (13時10分)
	エピペン®	<input checked="" type="checkbox"/> エピペン®の使用 (13時23分)
連絡確認	<input checked="" type="checkbox"/> 救急車の要請 (13時22分)	
備考		

【事後の対応】

食物アレルギー事故が発生した場合、学校(園)ですべきこと

①校長または教頭は、救急搬送の有無にかかわらず、速やかに電話で事故発生報告をする。

報告先:富山市教育委員会 学校教育課 (Tel 443-2210)

～緊急対応終了後～

②養護教諭は、「アレルギー緊急時個別対応票(様式4)」を参考に、「食物アレルギー対応経過記録(様式13)」を作成し、対応経過等を校長または教頭へ報告する。

③教頭は、「事故略報(様式14)」を作成し、速やかに報告する。

報告先:富山市教育委員会 学校教育課 (Fax 431-6176)

④教頭は、「食物アレルギー対応経過記録(様式13)」と「事故略報(様式14)」を、速やかに報告する。

報告先:富山市教育委員会 学校保健課 (Mail hoken@city.toyama.toyama.jp)

⑤教育委員会からの指示や助言を参考に、事故発生の経過と対応について、職員会議等で共通理解を図り、再発の防止と適切な対応の実施を徹底する。

⑥学校給食を起因とする食物アレルギーにかかる治療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるため、その旨保護者に説明する。

3-2 緊急時に備えた体制づくり

【緊急時における教職員の役割分担】

緊急時に教職員が適切に対応を行うため、日頃からの研修会を実施しておく。

特に、アナフィラキシー発生時の対応については、P34「A 学校内での役割分担」を参考に役割分担を確認し、緊急時に備えてシミュレートしておく。

ただし、幼稚園にあっては、校長の対応を園長が、教頭の対応を副園長が行う。養護教諭の対応については、園長、副園長または保健担当が状況に応じてその役割を分担する。